

○道路交通法に基づく車両の使用者に対する指示処分に関する事務取扱要領の制定について（概要）

（平成１２年福岡県警察本部内訓第４３号）

この内訓は、道路交通法(昭和３８年法律第１０５号)第２２条の２第１項、同法第５８条の４及び第６６条の２の規定に基づき、福岡県公安委員会が車両の使用者に対する指示処分を行う場合における事務の取扱要領について、必要な事項を定めるものである。